

合併市に関する調査

記入月日：平成15年5月30日

基礎情報

都道府県・市名	愛媛県・新居浜市（にいほまし）
合併期日	平成15年4月1日
合併形式	編入合併
住所（旧市町村名も記載）	愛媛県新居浜市一宮町1-5-1（旧新居浜市）
人口（合併直近の国調）	125,814人
面積	234.3 km ²
議員定数	30人
関係市町村名	新居浜市、別子山村

関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
		新居浜市	127,664	161.3	34
	別子山村	262	73	8	41.6
合計	—	127,926	234.3	42	—

関係市町村の財政状況

* 数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成14年度予算

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）	地方交付税（千円）	指定団体等の指定状況	財政力指数
		新居浜市	41,905,990	16,200,213	6,243,912	離島・新産・広域
	別子山村	958,411	38,434	459,574	過疎・農振・山振	0.083
合計	-	42,864,401	16,238,647	6,703,486	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成14年4月1日	解散年月日：平成15年3月31日
内容	平成14年1月から3月まで3回の合併協議会設立準備会を開催 平成14年4月1日 法定合併協議会を設置（名称 新居浜市・別子山村合併協議会） 構成 両市村長及び助役（4）、両市村議会議員（14）、学識経験者（2）、両市村住民代表（6）、職員（2）計28名 平成14年4月から10月まで7回の協議会を開催 平成14年11月2日 合併協定調印式 平成15年2月3日 総務大臣告示 平成15年3月31日 解散	
住民発議について	有 <input checked="" type="radio"/> 無	
市町村建設計画	計画の期間：平成15年4月1日から平成25年3月31日	
基本計画の主要項目	森林環境の保全と活用・交通体系の整備・情報通信の整備・消防防災及び救急体制の整備・医療体制の整備充実・観光事業の推進・定住促進住宅の整備	
旧市町村庁舎の利活用	新居浜市 変更なし 別子山村役場 新居浜市別子山支所	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	<input checked="" type="radio"/> 無	有の場合： 31 名
議会の議員の在任に関する特例	<input checked="" type="radio"/> 無	有の場合： 0 年 1 ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：49.8万円	
地域審議会の設置について	<input checked="" type="radio"/> 無	
内容	名称 新居浜市別子山地域審議会 区域 新居浜市別子山地域（旧別子山村） 設置期間 平成15年4月1日から平成25年3月31日 構成 公共的団体の役職員 学識経験者 公募により選任された者 7人以内 委員の任期 2年	
地方税に関する特例	<input checked="" type="radio"/> 無	
内容	個人市民税の均等割及び法人市民税の税割の税率については、合併特例法第10条の規定により、合併が行われた日の属する年度に限り、不均一課税とする。	
合併特例債発行限度額（億円）	115億円	

その他

協議された事項	主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。（例：庁舎の位置等）
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域審議会の設置 ・農業委員会の委員の任期等に関する取扱い ・一般職の職員の身分の取扱い ・特別職の職員の取扱い ・組織及び機構の取扱い ・一部事務組合等の取扱い ・国民健康保険事業の取扱い ・消防業務の取扱い（消防業務の一部の事務の委託） ・電気供給事業の取扱い（別子山森林組合がおこなっていた電気供給事業の継承先） ・保健事業の取扱い（別子山地区への診療所設置）
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。

・別子山村の水道事業（愛媛県条例水道適用）については、合併後、施設の状況によっては、簡易水道事業等への取組みを検討する。